

初めてバレンタインチョコレートをもらった時の事を覚えていますか(男性読者対象)? 私は中学1年生の時に生徒会副会長をしていましたが、生徒会の女性先輩2人組から初めてもらいました。あいにく不在にしていたので、自宅まで届けてくれたのを母親が受け取りました。お礼の電話をすぐにしました。かなり舞い上がっていたと思います。しかし迂闊にもホワイトデーのお返しをしなかったのです。翌バレンタインはその2人組から頂けませんでした。



2月22日は行政書士記念日

行政書士のルーツは古く、江戸時代に存在した「代書人」にまで遡ります。「代書屋」という旧称は賛否両論ございますが(大多数は否論かしら?)、私見に留めていけば決して嫌いではありません。私が前年度、補助者としてお仕えした師匠の行政書士からして職人氣質の方で、「うちの事務所は代書屋! それでいいんだ」と仰っていましたし、レトロ好きの私にとっては懐かしい香りや響きを感じ取ったからです。温故知新の精神も大事です。

明治から戦後への代書人(行政書士)制度の変遷、司法書士制度との関連、諸外国との比較、また行政書士の英語表記の問題など・・・かなり好きなテーマですので本格的に語りたいところですが、紙面の都合上それらは後号に譲りたいと存じます。

日本行政書士会連合会(日行連)では、行政書士の自覚と誇りを促し、組織の結束と制度の普及を図ることを目的に、2月22日を「行政書士記念日」と決めました。なぜこの日であるのかといいますと、行政書士法が公布されたのが昭和26年2月22日であったからです。行政書士法は我々行政書士にとって憲法やバイブルに値するものです。昭和58年にはかつての都道府県単位の試験体制から国家資格制度へ移行しました。平成に入ってからには特に同法の改正が試みられ、入管申請取次制度の確立、契約その他に関する書類の作成代理権の獲得、行政書士業務に関する聴聞・弁明手続きの代理権の獲得などと大きく躍進しています。行政書士の社会的地位や存在意義の向上もさることながら、時代に即応した市民のニーズに合致した「生きた法律」でなければならない、そう私は考えます。

折しもテレビドラマ「特上カバチ!!」が放映されており視聴しております。同業者としては「?」と感じるシーンもありますが、意地悪い目でなく物語を愛する本来の私として純粋にドラマを楽しみたいものです。いつぞや広島ご出身というある行政書士の講習会にて、「カバチの語意は屁理屈というよりも文句の方が正しい」と聞きました。親に不平を言う子供に対し「カバチ、タレるな!」とか、“その筋の方”が行政書士に対し「あんたのカバチは分かった。それで役所の許可は取れるのか?」とかの使用例があるそうです。

記念日設定にしてもテレビドラマにしても行政書士制度の普及に繋がれば、一介の行政書士としてこれほど幸せなことはございません。

はじめての会社設立③

(前号からのつづき)。7月10日、いよいよ公証役場で定款認証手続きを行う日。午後2時に予約をとっていましたが、午前中の内に社長様に弊社事務所までご来所頂きました。定款認証費用として定款印紙代40,000円(公証役場で購入できます)、公証人手数料50,000円、謄本交付料1,250円(250円×5枚、枚数はその都度確認した方が良いでしょう)をお預かりし、富田事務所書式の預かり証を発行してあげました。さらに発起人が払込金を払い込んだことの証明としての銀行口座預金通帳のコピーも頂きました。こちらは後日、法務局への申請時に使用することとなります。

午後2時より少し前の1時50分に公証役場を訪問しました。公証人先生は不在で、女性の書記の方が2人おられました。実はこの日までにかかなり細かい点まで問合せ、質問の電話をしまくっている次第で(委任状の作り方、実印・契印・捨印の押し方、コピー枚数、ホチキスの止め方に至るまで)、最後の電話では相当のご立腹(!?)の語調でいらしたので、おそろおそろ顔を出しました。

書類を点検開始。「表紙がないんですけど・・・」。私は赤くなりました。表紙なしで定款を作成していたのです。ここまで来たら仕方ないので大勢に影響はないことだし、そのままお願いすることにしました。公証人先生がお帰りになりました。書記の方がまた私に近づき(その度に私の鼓動はドキンと打ちます)、「社長様の下の名前の一字が、印鑑証明書では旧漢字となっていますが」。再び赤くなりました。私は始めからパソコンで打ち直して修正する必要がありますか、と尋ねました。そうしましたら今日の定款認証は不可能になり後日延期、ひいては7月17日に予定している法務局申請に間に合わなくなるかもしれません。書記の方は公証人先生に誤字の対処について確認されます。ハラハラ推移を見守っていると、書記の方は「今回は、この漢字の一部をボールペンでなぞるようにして修正して下さい。それで大丈夫です」と仰いました。私は直ちに社長様の携帯電話にコールし、念のためそういう修正をするが構わないか確認をとりました。社長様は大らかな方なので任せます、と仰いました。辛くも危機脱出。

指摘はだいたい以上でした。定款印紙のところに職印で割印致します。作成した委任状をトップページとする1部とコピー1部は渡したままとなり、別のコピー2部が返却されました。それぞれ「謄本」(社長様が法務局に提出する用)、「会社保存原本」であり、いずれも最終ページに公証役場の「認証する、これは謄本である」という公証人の署名捺印がなされたページが加わりました。

所要時間は約30分。何度も頭を下げて公証役場を辞しました(次号につづく)。

離婚で知っておくとちょっと便利な話(1)

子のある夫婦が離婚することになり、公正証書を作成して養育費の支払条項を盛り込むことになりました。しかし支払期間が長期であり、毎月会って手渡すのは面倒、かといって送金費用も勿体ない、さてどうしましょう? 新しい預貯金口座を作り、支払う側が通帳、受け取る側がキャッシュカードを持つようにすれば、あら便利! これを公正証書に一筆記載すれば、当事者間の合意として拘束できます。

医療法人設立もできますよ！

弊事務所報では受注に至った案件のコラムが多いですが、実は相談だけで終わった案件も多数あります。その中の一つとして12月上旬、ある税理士先生より紹介された医療法人設立認可申請がありました。

それは歯科クリニックを経営されている若手の院長先生で、私は出張相談に赴きました。私は初回相談に応ずる際、必ず相談シートを作成し、事前におおよその聞き取り事項をまとめるようにします。1番目、2番目・・・という風に順に聞き取りして書き込んでいけば良いのです。もっとも私が想定した聞き取り項目は全くの見当外れ、役立たずとなることもあります（苦笑）。

今回は、認可申請に向けたスケジュールからまず説明しました。そもそも東京都知事認可であれば例年3、9月の年二回しか受付けてもらえず、随時受付の建設業許可申請などとは大きく異なります。続いて医療法人社団か医療法人財団か？ 設立代表者は院長先生で良いとして、理事・監事・社員は誰が就任するか？ 医療法人の名称は？ 院長先生個人から法人への負債の引継ぎはあるか？ 基金制度を採用するか？ 医療法人の付帯業務として毎会計年度の終了後3カ月以内に事業報告を提出しなければならない旨。医療法人設立後の必須事項として、法務局への法人設立登記申請、保健所へ保険医療機関の指定の届出、拠出や寄附行為により法人の財産となったものは、不動産や預貯金はもちろんガス・水道等に至るまですべて法人名義に書換えすること・・・枚挙に暇がありませんが、出来る限り詳細に渡りご説明しました。

院長先生は「法人成りは長年望んでいたことだが、検討してからお返事したい」と仰いました。医療法人設立は費用・手間ともに建設業許可の数倍はかかります。経営者としては従業員の方々の意向も無視できませんでしょうし、大変な英断が求められると思います。年末にお返事があり、残念ながら今回は見送りたい旨のお返事を頂戴しました。出張相談では資料等もたくさん頂き感謝している。これで法人化を止めたわけではないので、機が熟したら再度相談させて欲しい、との事でした。今回の相談案件は未来の実務研鑽に繋がったと確信しております。

リメンバー行政書士倫理

トップページにて行政書士記念日やテレビドラマといった華やかな光の面ばかり取り沙汰しましたが、暗黒面も明らかにしなければなりません。

1月12日、メディアでも報道されましたが、都内のある行政書士が外国人を通訳と偽る書類作成により不正在留資格を取得させていたとして逮捕されました。今回は複雑で、行政書士の細君が経営する架空会社にて、通訳として雇用しているというニセ在職証明書を作成した上での虚偽申請であったといえます。

いかなる許認可を得るにおいても要件、またその証明書類が必要となります。許認可ありき、で要件を捏造するなど言語道断です。行政書士にはできないことはできない、と説明する強い意志と、悪の誘惑を拒否する勇気が必須です。

行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える（日本行政書士会連合会の行政書士倫理綱領より）。

群雄割拠の若き同志

今年1月初頭に入ったばかり、知り合いの女性から「千葉県行政書士会で登録を完了しました」というお電話を頂きました。「おお、Nさんもついに登録したか・・・」と私は心中で感慨深く拍手しました。

N先生は、私が2年前、「資格の大原」という予備校で行政書士試験の勉強をしていた時の合格同期の方です。合格祝賀会で初めて口をきき、その後はたまにメールで互いの近況報告をする程度でした。

一念発起したのか昨年11月に弊事務所に初めて見学に来られ、色々私への質問事項をまとめて熱心に尋ねてきました。その姿はほんの数ヶ月前の私自身を見るようでした。確か主たる質問に「行政書士業務をやる上での工夫、苦労点は何か？」という事項があった気がします。私ですらその時点では開業1年未満の若造新米行政書士！先輩面するのもおこがましいのですが、友あり遠方より来る、頼って来てくれた同志に無我夢中で説明しまくったものでした。

私も開業準備に当たり、「資格の大原」時代の講師の先生や、同門の先輩行政書士などの事務所を見学し、必死で質問しました。そこで教わったことはほとんど活かしきり、現在の自分にとって限りないエネルギーになっていると信じています。誰もが期待と不安の両者を抱いて登録に踏み切るのです。私は自分のすぐ後を追いかける形となったN先生に対し、精一杯ご指導申し上げられることはご指導して差し上げなければならない、それが自分の責務だと思いました。

開業したとしても突然偉くなったり、実力が増すわけではありません。真価を高めるには業務をこなすしかありませんが、すぐには受注は殺到しませんし当初は時間がとにかく余ります。N先生には「なるべく研修・講習に参加して研鑽を積みましよう。そして良質の情報があったら富田にも提供して下さい」と申しあげました。かくいう私もいまだに研修（無料・安価中心）は参加しまくっています。その中で役立つような情報は積極的に事務所報で公開するようにしています。それは国民の信託に答えるべき行政書士の使命だと思っています。

私は、全国で将来活躍する群雄割拠の若き行政書士と、業務・情報のネットワークを築けたら素敵だなと考えています。

平成22年2月1日発行（不定期発行）第7号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可